



上州くん

みやまちゃん

発行 群馬県警察本部
〒371-8580
前橋市大手町1-1-1
TEL027-243-0110

安全・安心を誇れる群馬県の実現

群馬のまもり



令和5年5月26日 榛名山耐久歩行訓練



令和5年6月15日 県庁コンサート



令和5年7月5日 群馬県警察柔道・剣道大会



《目次》

○ 防ごう!!夏の犯罪被害と各種事故

- ・ 少年の非行・犯罪被害防止
- ・ 交通事故防止
- ・ 山岳遭難防止
- ・ 水難事故防止

○ 知ってる?

特定小型原動機付自転車
の交通ルール



過去の群馬のまもりは
二次元コードからアクセス!!

上州くん安全・安心メール 登録者募集中!!

群馬県警では通学路等で発生した不審者情報や交通安全情報などを「上州くん安全・安心メール」でEメール配信しています。配信を希望される方は右の「二次元コード」からアクセスのうえ登録していただき、自主防犯活動などにお役立てください。



群馬県警察公式ツイッター
(@gunma_police)



ツイッター二次元コード

少年の非行・犯罪被害防止

少年は、夏休みの解放感から夜遊びなどをきっかけとして非行に走ったり、インターネット上で知り合った人から誘い出されて性的被害を受けるなど悪質な犯罪被害に遭う可能性があります。
少年相談は、一人で悩まず「少年サポートセンター ☎027-289-6610」までお気軽にご相談下さい。

お くない。写真
わたしも送るからあなたも送って

せ たい。あわない。
あいたいな!

の せない。個人情報
名前や学校もわかったぞ

か きこまない。悪口
いじめは犯罪

み ない。有害サイト
おっ誰か来たな

さ がさない。出会い
出会いはまってるよ

ま もる。ルール
家族のルールを守ろう



交通事故防止

交通ルールをしっかりと守り、交通事故に遭わないように十分気をつけて楽しい夏休みを過ごしましょう。

【ドライバーのみなさんへ】

- ① 無理な運転は禁物!!
暑さによる疲れ、熱中症などの体調不良は思わぬ事故に繋がります。眠気や違和感を感じたら、休憩を取るか、運転を交代しましょう。
- ② 歩行者・自転車に注意!!
安全な速度と安全確認、早めにライトを点灯し、いち早く歩行者等を見つけ、気をつけましょう。

【歩行者のみなさんへ】

- ① 止まって、手を上げて、よく見て渡ろう!!
道路を渡るとき近くに横断歩道があるときは、必ず横断歩道を渡りましょう。
- ② 反射材を着用しましょう!!

【自転車のみなさんへ】

- ① 少しの油断が大きな事故に!!
一時停止の交差点では、必ず止まって安全確認をしましょう。
- ② ヘルメットの着用と自転車保険の加入!!
自転車乗車中の死亡事故のうち約6割が頭部の外傷です。万が一に備えて、ヘルメットの着用と自転車保険に加入しましょう。

【保護者のみなさんへ】

- ① チャイルドシート・シートベルトの着用
- ② 子供の自転車のブレーキやライト、タイヤなどを定期的に確認・整備

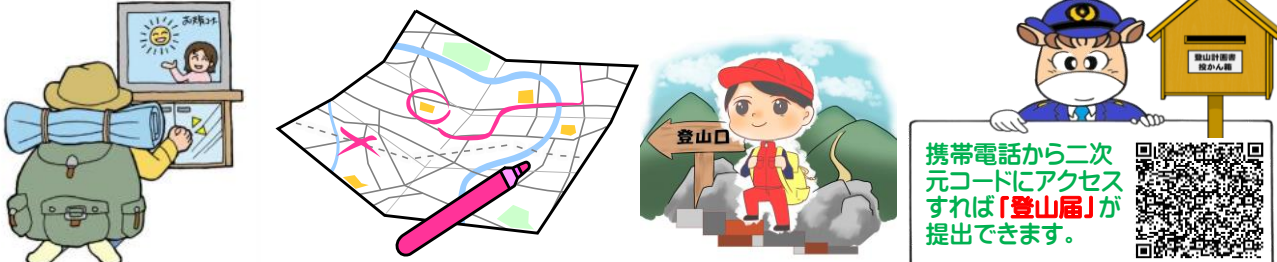
ぶたはしゃべる
ブレーキ・タイヤ・ハンドル
車体(反射板・ライト・サドル等)・ペダル

防ごう!!夏の犯罪被害と各種事故

山岳遭難防止

登山では、ちょっとした油断や準備不足が思わぬ事故につながります。本格的な夏山シーズンを迎え、登山者の増加が予想されます。夏山は、気温上昇により熱中症になるおそれがあります。登山の際は、こまめな水分補給と塩分補給を行い、体調管理に気をつけましょう。また、夏季は夕立などの天候急変にも注意が必要です。早出早着を心掛け、早い時間に下山するようにして下さい。

- 【安全で楽しい登山をするため、次のことに注意しましょう。】**
- 事前に気象情報や登山コースの危険箇所等を確認し、十分な装備を準備するとともに、体力・技術・経験に見合った計画を立てましょう。
 - 登山する際には、万が一に備え、登山届を必ず提出しましょう。
 - 単独登山は避け、天候急変時は登山を中止し、直ちに下山しましょう。
 - 家族や職場等に登山コースや帰宅時間、非常時の連絡方法等を伝えるとともに、携帯電話等の連絡手段、予備バッテリー、非常食等を準備しておきましょう。



水難事故防止

夏期シーズンは、各地で水難事故が発生し、尊い人命が失われています。水難事故を防止するため、警察では危険箇所に対するパトロールを強化しています。

- 【水難事故をなくすため、次の点に注意しましょう。】**
- 日ごろから子供に「水の怖さ」を教え、子供を危険から守るため、保護者は必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。
 - 河川や湖沼の危険な場所で遊んだり泳ぐのはやめ、魚釣りをするときは、ライフジャケットを必ず着用しましょう。
 - カヌーや水上オートバイ等の水上スポーツをする際は、十分な装備を用意し、周囲の安全を確認するとともに、ルールを守りましょう。
 - 事前に天気予報や川等の情報を確認し、天候急変時は直ちに中止しましょう。



知ってる？特定小型原動機付自転車の交通ルール

令和5年7月1日から一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として新たな交通ルールが適用されます。

16歳未満は運転禁止

ヘルメット
(努力義務)

最高速度表示灯
灯火:緑色
車道:点灯
歩道:点滅

免許証不要

ナンバープレート

自賠償保険(共済)加入義務




保安基準は満たしてる？

※ 基準を満たしていないと、特定小型原動機付自転車として公道を走ることができません。

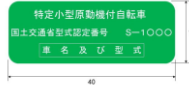


- ・長さ:190㎝以下 幅:60㎝以下
- ・時速20^{km/h}を超える速度を出すことができないこと


次の3つのいずれかが備わっていれば保安基準に適合しています！



小型のナンバープレート



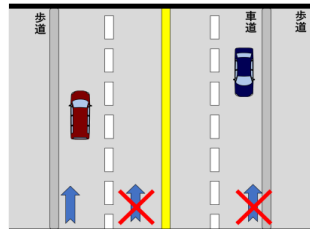
型式認定番号標



性能等確認済みシール

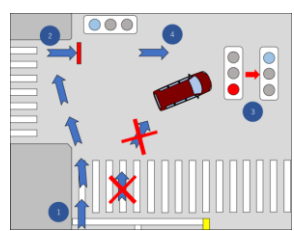
主な交通ルール

① 車道通行が原則



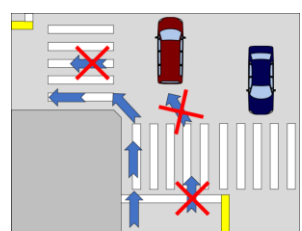
原則、**車道**を通行し、道路の左側端を通行しなければなりません。

② 右折の方法



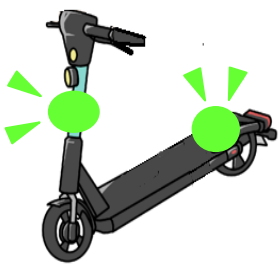
交差点では必ず**二段階右折**をしなければなりません。

③ 左折の方法



交差点の**左側端**に沿って左折しなければなりません。

④ 歩道通行できる場合

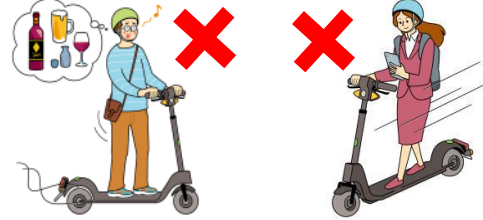


自転車歩道通行可

最高速度表示灯を点滅 自転車歩道通行可標識

最高速度を時速6キロメートル以下のモードに切替え、**最高速度表示灯**を点滅させなければなりません。
 また、走行できる歩道は、「**自転車歩道通行可**」の道路標識が設置されている歩道に限られます。
 歩道を通行する時は、**歩道の中央から車道寄り**の部分を通り、歩行者の通行を妨げることとなる時は、一時停止をしなければなりません。

交通違反は処罰の対象になります!!



万が一の事故に備えて
ヘルメットを着用
 しましょう!!

交通ルールの詳細は、
 こちらから

